

都市計画公園・緑地見直しの方針



相模原市 きがみほら

相模原市

平成30年5月

目 次

第 章 見直しの背景と必要性	1
1 見直しの背景	1
2 都市計画公園・緑地とは	3
3 本方針の位置付け	4
第 章 現状と課題	6
1 本市の現状	6
(1) 公園・緑地の整備目標	6
(2) 都市計画公園・緑地一覧	7
(3) 整備状況	10
(4) 都市計画決定年代別の状況	11
(5) 種別の状況	11
2 未着手・未整備となっている都市計画公園・緑地の原因と課題	12
第 章 見直しの進め方	15
1 見直しの基本的な考え方	15
(1) 見直しの対象	15
(2) 見直しの基本的な考え方	15
2 見直しの手順	16
第 章 見直しの検証結果	21
[ステップ1]見直し対象(区域)の選定	21
[ステップ2]必要性の検証	23
[ステップ3]実現性の検証	23
[ステップ4]代替性の検証	23
[ステップ5]存続の検証	23
見直しの検討案	24
第 章 今後の進め方	28
1 今後のスケジュールと進め方について	28
2 今後の都市計画公園・緑地見直しについて	28
[参考資料]	



第 章 見直しの背景と必要性

1 見直しの背景

本市では、我が国の工業化、高度経済成長による東京などの大都市圏の拡大に伴う都市化の進展及び全国でもまれにみる急激な人口増加の中、残された貴重なみどりを保全し、創造していくため、多くの都市計画公園・緑地を定め、施設緑地として整備を進めてきました。

現在、「相模原都市計画区域」及び「相模湖津久井都市計画区域」においては、180箇所の公園、5箇所の緑地及び1箇所の墓園を都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき、都市計画決定しています。

しかし、財政や地域の実情などにより計画的な整備が進まず、都市計画決定後長期にわたり未着手となっている都市計画公園・緑地が、未開設区域を含み存在しています。また、このような都市計画施設の区域には、都市計画法第53条に基づく建築物の階数や構造等に関する制限が長期にわたって継続しているという課題があります。(参考1)

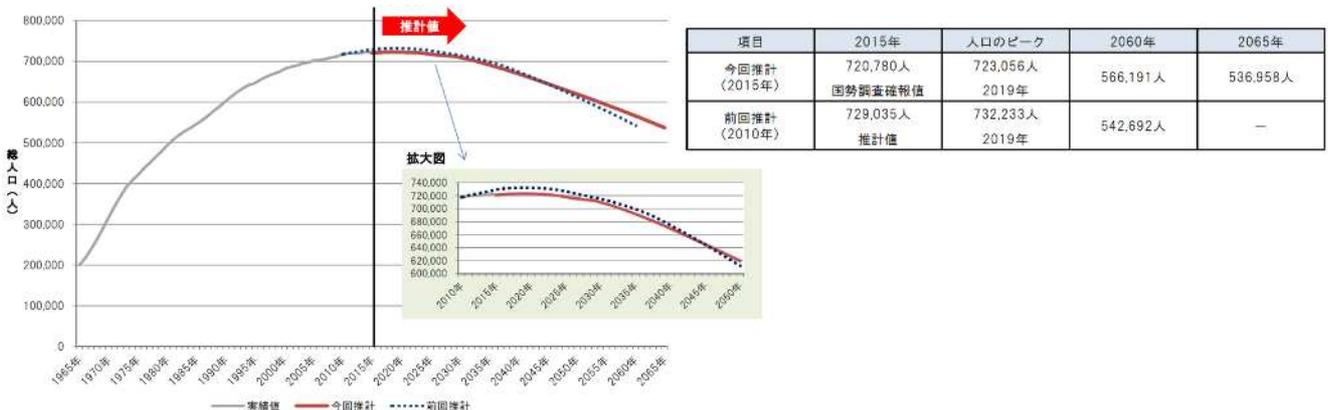
加えて、今後、全国的に人口減少が問題となる中、本市においても平成31年には、人口のピークを向かえ、その後は、人口減少に転じ、少子化の進行や高齢化の加速が予測されています。(図1)

また、今日では、環境問題への対応や災害時における防災機能がより一層重点的に求められるなど、当初都市計画決定した社会情勢と比較して、公園・緑地に求められる機能も変化していくことが予測されます。

国においては、長期にわたり整備の見通しが立たない都市計画施設の存在が全国的にも問題視される中、平成23年11月に「都市計画運用指針」が改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示されました。(参考2)

また、県においては、緑地制度の全体計画を運営している市町が社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた都市計画公園・緑地の見直し作業を円滑に進めるため、平成27年3月に、見直しに際しての基本的な考え方などを取りまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」(以下「県ガイドライン」という。)が策定されました。(参考3)

このような背景の下、本市においても、長期にわたり未整備・未着手となっている都市計画公園・緑地について、その必要性を確認するなど都市計画の検証を行い、将来にわたり持続可能な都市計画を目指すための基本的な考え方である「都市計画公園・緑地見直しの方針」を策定することとしました。



2018年2月発行 2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計より抜粋

図1 相模原市の将来人口の推移

都市計画施設の区域で建築物を建築しようとするときは、都市計画法第53条に基づく建築の許可が必要になります。本市では、都市計画法第54条に規定された許可基準を緩和しており、階数が3以下で、かつ、地階を有しない建築物を建築することができます。

都市計画法第54条第1項第3号(抜粋)

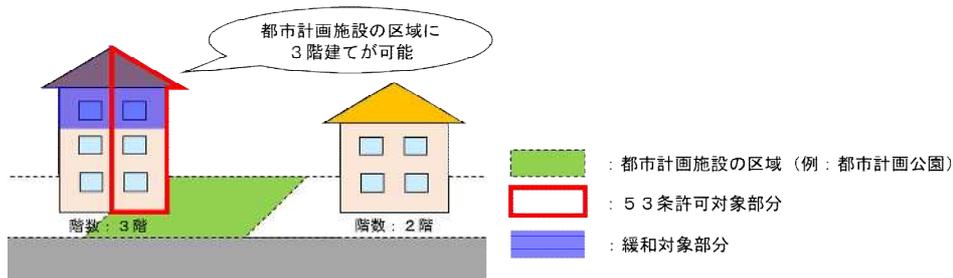
当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱要綱第2条(抜粋)

次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- (1) 階数が三以下であること。
- (2) 地階を有しないこと。ただし、付属建築物として設けられる地階の自動車車庫又は自転車等の駐車のための施設で、一定の要件に該当するものは、この限りではない。
- (3) 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



都市計画運用指針

- 2 - 5 マネジメント・サイクルを重視した都市計画

個別の都市計画についての適時適切な都市計画の見直しにとどまらず、更に発展的にマネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追及していくことが望ましい。（中略）

また、これら都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。

このような取組により、都市計画に対する信頼性を高め、都市計画事業等都市計画の実現手段の円滑性・実効性を増すこととなることが期待される。

都市計画運用指針・・・ 都市計画制度の運用に当たっての基本的な考え方や、都市計画制度の運用の在り方、手続等について、国が地方公共団体に対して示した指針

神奈川県 都市計画公園・緑地見直しのガイドライン

第 章 見直しの背景

加えて、今後、本県においては、人口減少社会の到来や少子化の進行、高齢化の加速、環境問題や防災への意識の高まりなど、地域をめぐる社会情勢は大きく変化していくことが予測されており、都市計画公園・緑地に求められる機能が変化していく可能性もある。

このような状況を踏まえ、本県においても都市計画公園・緑地の見直しを進める必要があることから、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直し作業が円滑に進むよう、見直しに際しての基本的な考え方をガイドラインとして取りまとめることとした。

なお、本ガイドラインは、緑地制度の全体計画を運営している市町が、独自の考え方で行う見直しを妨げるものではなく、それぞれの地域の実情や特性等を勘案した見直しを推進するものである。

2 都市計画公園・緑地とは

都市計画公園・緑地とは、都市計画法第11条に掲げる都市施設であり、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。また、都市計画決定している施設緑地(公園や緑地等として整備を図るものをいう。)をいいます。都市計画公園・緑地の種類は、表1のとおりです。

表1 都市計画公園・緑地の種類

種 類	種 別	内 容	標準面積 (1箇所当たり)	誘致距離 (参考)
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園	0.25 ha	250 m
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園	2 ha	500 m
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした公園	4 ha	1,000 m
都市基幹公園	総合公園	全市民が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした公園	都市の規模に応じ 10～50ha	
	運動公園	全市民が主として運動の用に供することを目的とした公園	都市の規模に応じ 15～75ha	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園	地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 50ha以上	
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、歴史公園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する公園		
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	0.1ha以上	
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路を主体とする緑地	幅員10～20m	
墓園		自然的環境を有する静寂な土地に配置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地		

3 本方針の位置付け

本方針は、県ガイドラインに準拠し、相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成29年3月策定)」(以下「整備保」という。)、「相模原市都市計画マスタープラン(平成22年3月策定)」(以下「都市計画マスタープラン」という。)、「相模原市水とみどりの基本計画 改訂版=生物多様性さがみはら戦略=(平成27年3月策定)(以下「水とみどりの基本計画」という。)等の上位計画との整合性を図り、見直しを進めていきます。

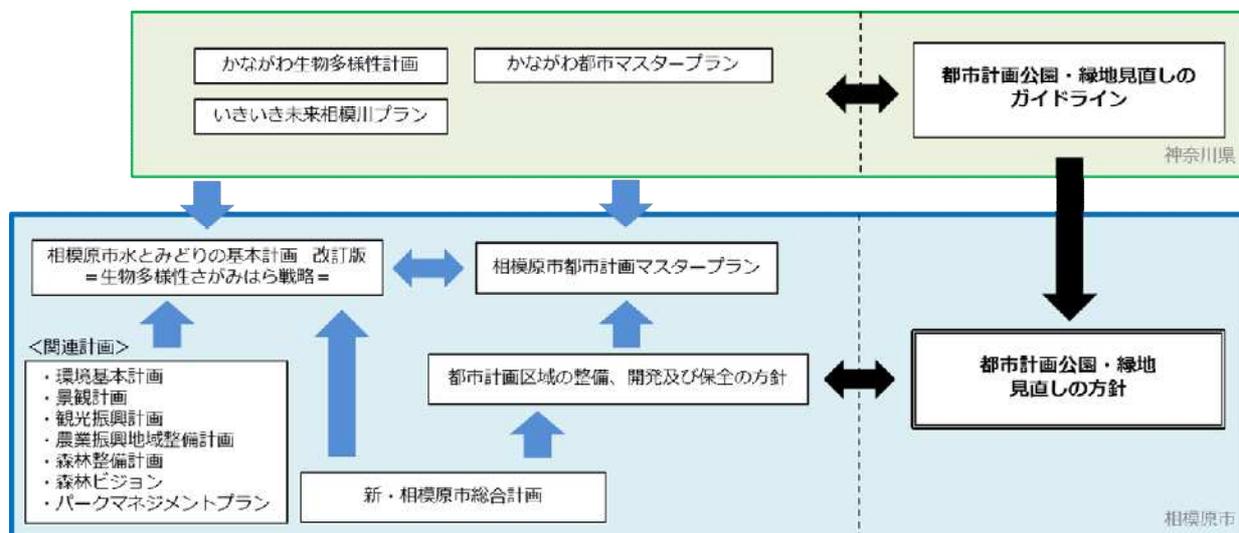


図2 「都市計画公園・緑地見直しの方針」の位置付け

上位計画等では、都市計画の見直しについて、都市施設(公園、緑地、墓園等)は、都市づくりの進捗状況に応じ、社会経済状況の変化や市民ニーズを踏まえた上で、その必要性や配置の検証を実施し、適宜、都市計画の変更・廃止等の見直しを図ることとしています。また、事業の推進に当たっては、費用対効果やスクラップアンドビルドの視点から、選択と集中による効率的な事業展開とコストの縮減に努めることとしているため、本方針における見直しの検証では、必要性だけでなく、実現性や代替性といった観点からも検証を行います。(参考4から6まで)

参考4 整開保 都市計画の見直しの方針

相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 相模湖津久井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 4 - (5) 都市計画の見直しの方針
 都市計画の見直しの方針については、次のとおりとする。

都市計画区域	見直しの方針
相模原 相模湖津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市計画は、社会経済状況の変化に対応して行われることが予定されている制度であり、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化を踏まえるとともに、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合には、都市の目指すべき将来像やまちづくりの特性や実情に応じて、効果的・効率的な都市計画の実現のため、都市計画道路、都市計画公園・緑地、市街地開発事業などについて、その必要性や配置の検証を実施し、適宜、変更・廃止等の見直しを図る。</u> ・ <u>目指すべき都市像を実現するためには、相当程度の長期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請されることなどを考慮し、都市計画の性格を十分に踏まえ、都市全体として施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性や理由を明らかにした上で都市計画の変更を行うこととする。</u>

参考5 都市計画マスタープラン 都市計画における諸制度の適切な活用

相模原市都市計画マスタープラン

-(1)- 都市計画における諸制度の適切な活用

- ・ マスタープランで示す方針に即しつつ、都市づくりの進捗状況などに応じ、社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえた上で、用途地域や防火・準防火地域、高度地区などの地域地区や、道路、公園、下水道などの都市施設、市街地開発事業などの都市計画決定や変更などを行います。
- ・ 地域の特性を生かしたきめ細かい都市づくりを進めるための適切な制度などについて適宜検討します。

参考6 水とみどりの基本計画 コスト削減と財源の確保

相模原市水とみどりの基本計画 改訂版 = 生物多様性がみはら戦略 =

5-2-(2) コスト縮減と財源の確保

特別緑地保全地区などの緑地の買取りや都市公園の整備をはじめとして、貴重な水辺とみどりの維持管理などには多くの経費が必要となります。

このため、事業の推進に当たっては、費用対効果やスクラップアンドビルドの視点から、選択と集中による効率的な事業展開とコスト縮減に努めるとともに、国や県などの補助金の確保、みどりのまちづくり基金や緑地保全基金などの適正な運用と充実を図ります。

第 章 現状と課題

1 本市の現状

(1) 公園・緑地の整備目標

水とみどりの基本計画では、基本理念である「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ」を実現するため、公園・緑地に係る目標値を定めています。

ア 緑地確保目標量

公園などの施設緑地について、多くの市民がみどりにふれあえる機会を増やすため、計画的な整備により供用面積の増加に努めるとともに、地域制緑地においては、確保目標量を現状維持とし、行政区域面積のうち、緑地確保目標量を22,181haとしています。(表2)

表2 緑地と水域の確保目標

項目	平成20年度	平成25年度 (実績)	平成31年度
緑地確保目標量	22,183 ha	22,180 ha	22,181 ha
行政区域面積に対する割合	67.5%	67.5%	67.5%
水域の保全目標量	977 ha	932 ha	932 ha

イ 市民一人当たりの都市公園面積

本市では、都市公園の市民一人当たりの整備目標面積を6.3㎡としています。(表3)

表3 都市公園の整備目標

項目	平成20年度	平成25年度 (実績)	平成31年度
人口一人当たりの目標水準 ()は、整備面積	3.6 ㎡/人 (252.6 ha)	4.1 ㎡/人 (295.1 ha)	6.3 ㎡/人 (459.9 ha)
人口規模	706,319 人	717,436 人	726,920 人

(2) 都市計画公園・緑地一覧

相模原都市計画 公園

[街区公園]

番号	公園名	面積 (ha)
2・2・1	村富公園	0.09
2・2・2	矢部公園	0.14
2・2・3	相生公園	0.30
2・2・4	富士見公園	0.65
2・2・5	栄公園	0.18
2・2・6	山見公園	0.28
2・2・7	月見公園	0.18
2・2・8	長久保第1公園	0.29
2・2・9	長久保第2公園	0.13
2・2・10	長久保第3公園	0.10
2・2・11	てるて公園	0.46
2・2・12	氷川公園	0.27
2・2・13	矢懸公園	0.26
2・2・14	比丘口公園	0.24
2・2・15	中央公園	0.36
2・2・16	里見公園	0.38
2・2・17	松が枝公園	0.44
2・2・18	松蔭公園	0.37
2・2・19	御園公園	0.13
2・2・20	光が丘第1公園	0.16
2・2・21	光が丘第2公園	0.11
2・2・22	若草公園	0.10
2・2・23	深堀公園	0.16
2・2・24	由野台第1公園	0.13
2・2・25	由野台第2公園	0.10
2・2・26	由野台第3公園	0.10
2・2・27	嶽之内公園	0.10
2・2・28	宮上公園	0.12
2・2・29	東嶽之内公園	0.13
2・2・30	新磯野南公園	0.12
2・2・31	林間第2公園	0.15
2・2・32	林間第3公園	0.12
2・2・33	林間第4公園	0.14
2・2・34	えのき公園	0.39
2・2・35	横山台公園	0.11
2・2・36	清新4丁目公園	0.19
2・2・37	宮山公園	0.32
2・2・38	谷口南台公園	0.12
2・2・39	宮山坂公園	0.61
2・2・40	上溝中央公園	0.28
2・2・41	東林間公園	0.30
2・2・42	三ノ原公園	0.14
2・2・43	山王公園	0.12
2・2・44	麻溝台公園	0.11
2・2・45	田名団地公園	0.30
2・2・46	柏木第1公園	0.10
2・2・47	大島団地公園	0.34
2・2・48	田尻第1公園	0.18
2・2・49	田尻第2公園	0.12
2・2・50	田通公園	0.18
2・2・51	根岸台公園	0.11
2・2・52	東橋本公園	0.17
2・2・53	すすきの公園	0.16
2・2・54	鹿島台公園	0.17
2・2・55	翠ヶ丘公園	0.19
2・2・56	新磯野公園	0.25
2・2・57	新磯野西公園	0.25
2・2・58	大野台4丁目公園	0.12
2・2・59	林間白笹公園	0.11
2・2・60	上原公園	0.22
2・2・61	大野台6丁目公園	0.22
2・2・62	旭公園	0.11
2・2・63	緑が丘2丁目公園	0.11
2・2・64	南橋本公園	0.16
2・2・65	淵野辺本町公園	0.16
2・2・66	相武台団地中央公園	0.16
2・2・67	相武台団地第2公園	0.16
2・2・68	相武台団地第3公園	0.16
2・2・69	鶴の台公園	0.16
2・2・70	中和田天神上公園	0.11
2・2・71	淵野辺1丁目第1公園	0.16
2・2・72	水郷田名ひがし公園	0.19
2・2・73	上矢部公園	0.27
2・2・74	相武台団地南公園	0.21

[街区公園]

番号	公園名	面積 (ha)
2・2・75	南台6丁目公園	0.18
2・2・76	相生東公園	0.28
2・2・77	田名大杉公園	0.17
2・2・78	二本松公園	0.43
2・2・79	大野台6丁目第2公園	0.10
2・2・80	古淵北公園	0.20
2・2・81	古淵南公園	0.22
2・2・82	上長久保南公園	0.20
2・2・83	上溝川辺公園	0.69
2・2・84	上長久保北公園	0.25
2・2・85	小山4丁目公園	0.77
2・2・86	西橋本5丁目公園	0.25
2・2・87	西橋本2丁目公園	0.25
2・2・101	大沼松音公園	0.04
2・2・102	若松6丁目公園	0.04
2・2・103	豊中公園	0.04
2・2・104	小沼西公園	0.03
2・2・105	小沼東公園	0.07
2・2・106	虹吹公園	0.04
2・2・107	下九沢杉の子公園	0.03
2・2・108	下九沢つくし公園	0.06
2・2・109	上溝坂上公園	0.06
2・2・110	御園すみれ公園	0.05
2・2・111	松の内公園	0.04
2・2・112	丸屋公園	0.05
2・2・113	新淵公園	0.03
2・2・114	鹿島森公園	0.06
2・2・115	みゆき台公園	0.09
2・2・116	虹が丘公園	0.06
2・2・117	若草ひばり公園	0.04
2・2・118	横山5丁目公園	0.07
2・2・119	丸崎公園	0.04
2・2・120	淵野辺2丁目公園	0.07
2・2・121	向陽公園	0.03
2・2・122	田島公園	0.03
2・2・123	横山3丁目公園	0.06
2・2・124	釣瓶下公園	0.03
2・2・125	高根2丁目公園	0.03
2・2・126	相模台4丁目公園	0.07
2・2・127	柏木2公園	0.07
2・2・128	西内出公園	0.08
2・2・129	きづき公園	0.04
2・2・130	清新5丁目公園	0.05
2・2・131	二本松1丁目公園	0.05
2・2・132	南台5丁目公園	0.04
2・2・133	上溝こまどり公園	0.03
2・2・134	日金沢公園	0.03
2・2・135	南台松風公園	0.08
2・2・136	東林間駅前公園	0.08
2・2・137	元橋本ふよう公園	0.05
2・2・138	相模台5丁目公園	0.03
2・2・139	桜木台公園	0.03
2・2・140	深堀第2公園	0.03
2・2・141	鹿沼台2丁目公園	0.03
2・2・142	相武台みどり公園	0.04
2・2・143	麻溝台第2公園	0.28
2・2・144	麻溝台第3公園	0.46
2・2・145	新磯野第2公園	0.41
2・2・146	町屋公園	0.20
2・2・147	間の原公園	0.11
2・2・148	甘草塚公園	0.13
2・2・149	谷ヶ原公園	0.14
2・2・150	久保沢公園	0.20
2・2・151	中原公園	0.16
2・2・152	相原界公園	0.14
2・2・153	水源公園	0.15
2・2・154	砂公園	0.13
2・2・155	原宿南第2公園	0.29
2・2・156	原宿南第3公園	0.21
2・2・157	原宿南第1公園	0.15
2・2・158	町屋第2公園	0.15
2・2・159	若葉台砥石山公園	0.41
2・2・160	若葉台カタクリ公園	0.51
2・2・161	若葉台榛名公園	0.32

[街区公園]

番号	公園名	面積 (ha)
2・2・162	若葉台谷津公園	0.30
2・2・163	若葉台小栗公園	0.38
2・2・164	向原中央公園	0.10
2・2・165	向原南公園	0.10
2・2・166	原宿堀公園	0.15
2・2・167	本郷第2公園	0.05
2・2・168	当麻宿さくら第1公園	0.23
2・2・169	当麻宿さくら第2公園	0.07

[近隣公園]

番号	公園名	面積 (ha)
3・2・2	林間公園	0.8
3・2・6	テクノバイル田名公園	0.9
3・3・1	相模台公園	1.3
3・3・3	当麻山公園	1.0
3・3・4	小山公園	2.9
3・3・5	相模大野中央公園	2.7
3・3・6	橋本公園	1.0
3・3・7	原宿公園	1.9

[地区公園]

番号	公園名	面積 (ha)
4・4・1	鹿沼公園	4.9
4・4・2	大野中公園	4.9

[総合公園]

番号	公園名	面積 (ha)
5・5・2	相模原北公園	10.5
5・5・3	城山中央公園	10.1
5・6・1	相模原麻溝公園	69.2

[運動公園]

番号	公園名	面積 (ha)
6・5・1	横山公園	13.5
6・5・2	淵野辺公園	15.7

[特殊公園]

番号	公園名	面積 (ha)
7・3・2	相模川自然の村公園	3.8
7・4・1	道保川公園	8.8
8・2・3	史跡田名向原遺跡公園	0.4
8・4・1	勝坂歴史公園	6.5
8・4・2	勝坂遺跡公園	5.6

相模湖津久井都市計画 公園

[近隣公園]

番号	公園名	面積 (ha)
3・3・1	相模湖公園	2.7

[総合公園]

番号	公園名	面積 (ha)
5・4・1	相模湖林間公園	9.7
5・4・2	津久井又野公園	4.4

相模原都市計画・相模湖津久井都市計画 公園

[広域公園]

番号	公園名	面積 (ha)
9・6・1	津久井湖城山公園	95.1

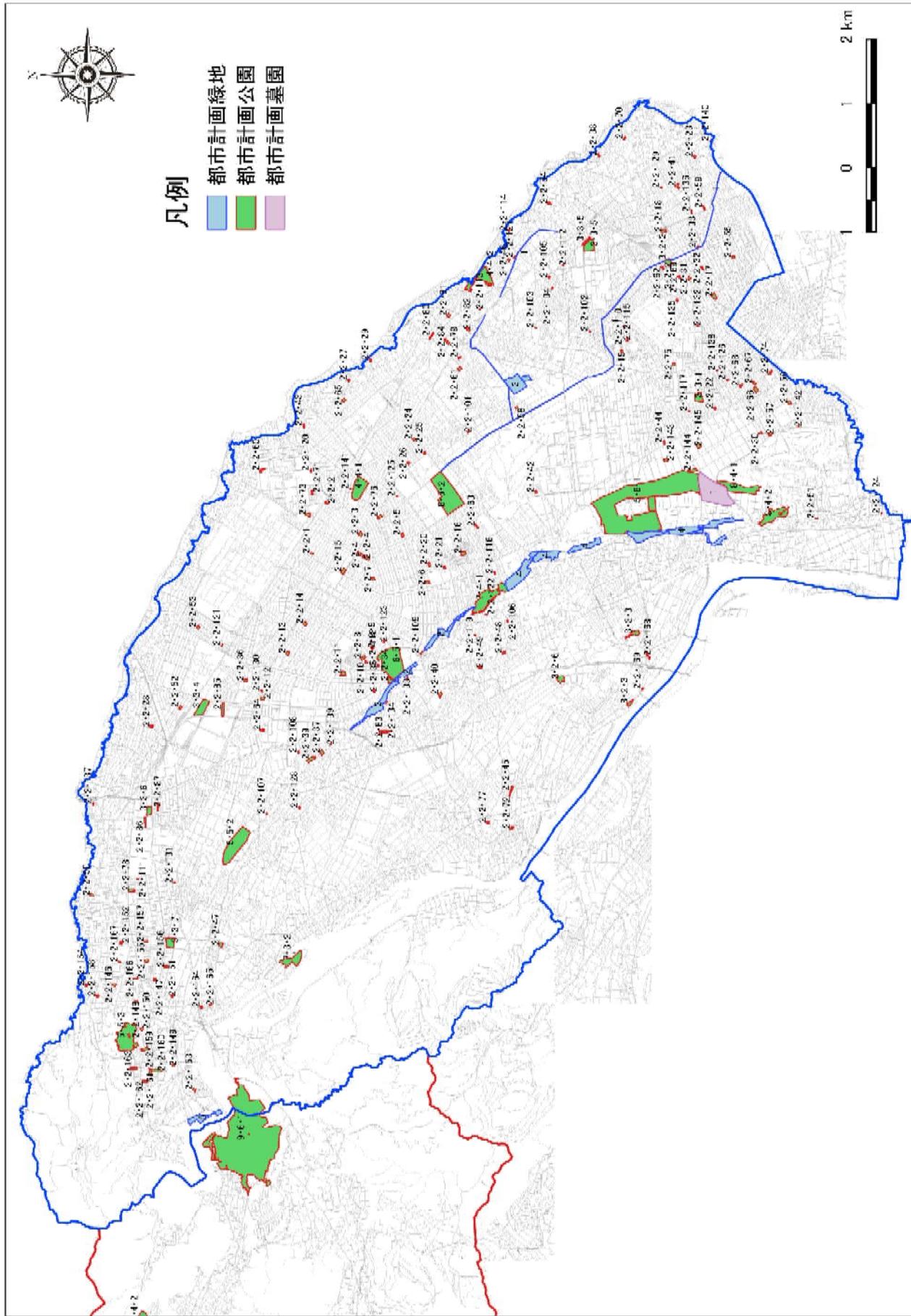
相模原都市計画 緑地

番号	公園名	面積 (ha)
1	相模緑道緑地	7.0
2	横山丘陵緑地	13.7
3	相模原中央緑地	6.8
4	道保川緑地	33.0
5	津久井湖城山緑地	3.2

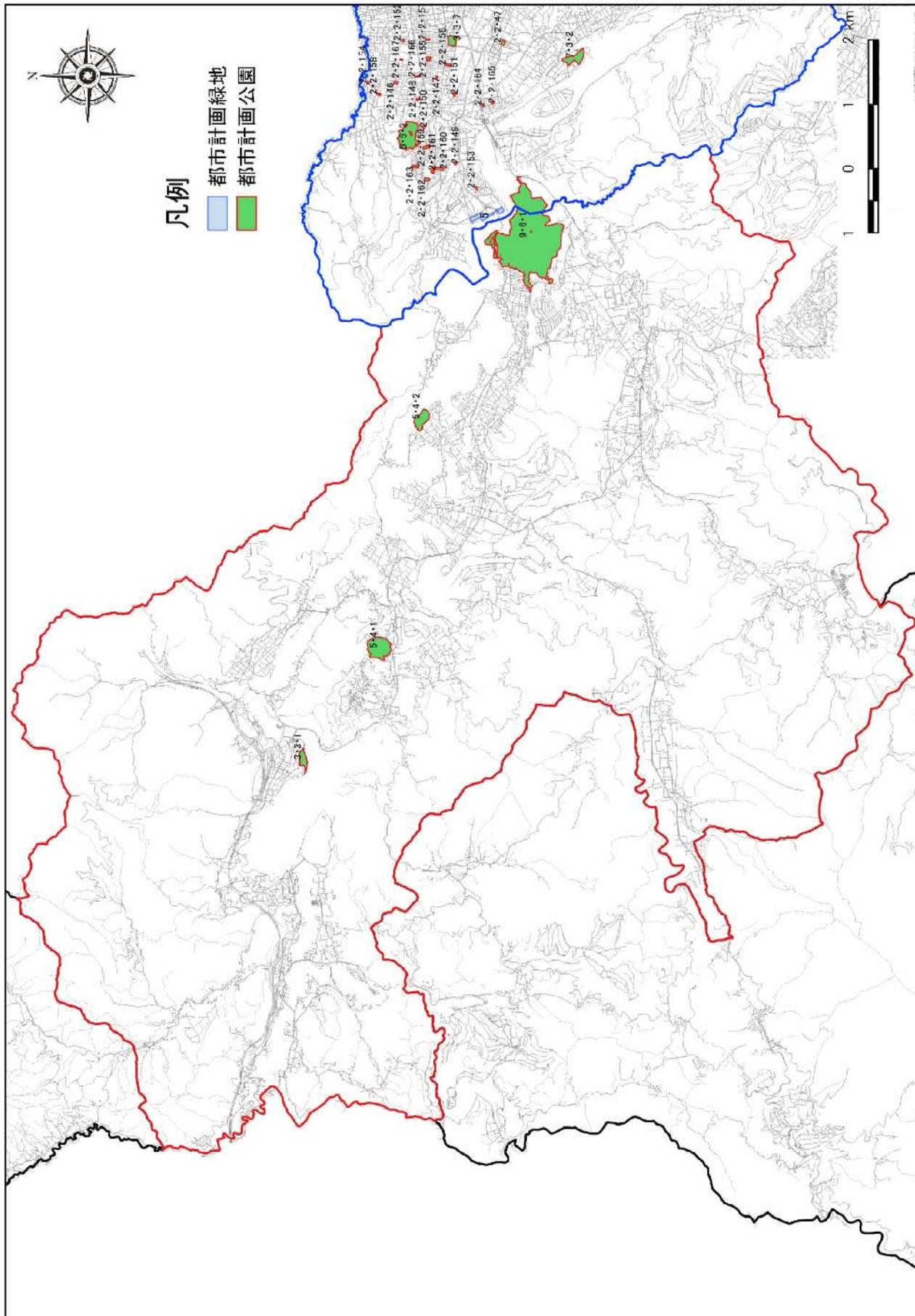
相模原都市計画 墓園

番号	公園名	面積 (ha)
1	峰山霊園	16.0

相模原都市計画区域 都市計画公園・緑地 位置図

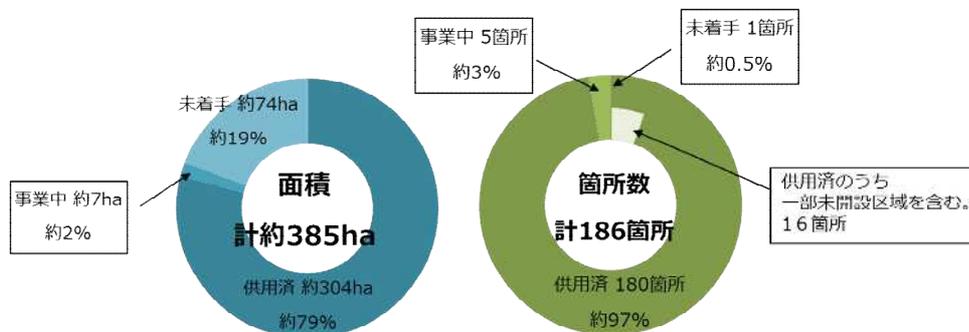


相模湖津久井都市計画区域 都市計画公園・緑地 位置図



(3) 整備状況

本市では、これまで186箇所、面積約385haの公園・緑地を都市計画決定しており、供用済の都市計画公園・緑地の面積は、約304ha、都市計画決定面積の約79%となっています。一方で、未着手の面積は、約74haで、決定面積の約19%となっています。(図3)



1つの公園を供用済の面積、事業中の面積、未着手の面積に分けて集計しています。
 都市計画決定面積 = 供用済 + 事業中 + 未着手
 「供用済」とは、一般の用に供されている都市計画公園・緑地の区域です。また、緑地については、都市計画決定が緑地の担保につながることから、市が取得している区域を含みます。
 「事業中」とは、事業に着手している都市計画公園・緑地の区域です。土地区画整理事業区域に存する都市計画公園・緑地などがあります。
 「未着手」とは、用地取得の有無に関わらず、供用済又は事業中以外の都市計画公園・緑地の区域をいいます。

図3 都市計画公園・緑地の整備状況 (平成29年6月末現在)

本市の都市計画公園・緑地には、市が管理する市立の公園・緑地と県が管理する県立の公園・緑地があり、県立の公園・緑地である「3・3・1相模湖公園」、「5・6・1相模原麻溝公園」の一部、「9・6・1津久井湖城山公園」及び「5津久井湖城山緑地」については、県が見直しの方針を示すことから、本方針においては、見直しの対象としません。

(4) 都市計画決定年代別の状況

市内の都市計画公園・緑地について、都市計画決定年代別に集計した未開設区域を含む公園・緑地の箇所数は、表4のとおりです。

表4 未開設区域を含む都市計画公園・緑地の都市計画決定年代別の状況(平成29年6月末現在)

都市計画決定年	経過年数	箇所数	未開設区域を含む箇所数
～昭和31年	60年以上	1	1(1)
昭和32年～昭和41年	50年以上60年未満	4	0
昭和42年～昭和51年	40年以上50年未満	84	4
昭和52年～昭和61年	30年以上40年未満	53	4(1)
昭和62年～平成8年	20年以上30年未満	23	6(2)
平成9年～	20年未満	21	7
計		186	22(4)

()内の数値は、県立公園・緑地の箇所数を示しています。

相模原麻溝公園は、県立公園及び市立公園を1つの総合公園として計上しています。

都市計画運用指針において、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、長期的にみて安定が求められ、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向は定められることが望ましい」とされていることから、20年という期間に着目して整理しています。

(5) 種別の状況

市内の都市計画公園・緑地について、種別ごとに集計した未開設区域を含む公園・緑地の箇所数は、表5のとおりです。

表5 都市計画公園・緑地の都市計画年代別の状況(平成29年6月末時点)

規模	種別	都市計画公園・緑地		未開設区域を含む公園・緑地		面積に着目した整備率
		箇所数	面積(ha)	箇所数	未開設の面積(ha)	
小規模な公園・緑地	街区公園	156	26.93	10	1.76	93.5%
	近隣公園	9(1)	15.2	1(1)	0.4	97.4%
	地区公園	2	9.8	1	0.1	99.0%
大規模な公園・緑地	総合公園	5(1)	103.9	2(1)	31.4	69.8%
	運動公園	2	29.2	0	0	100.0%
	広域公園	1(1)	95.1	1(1)	20.1	78.9%
	特殊公園	5	25.3	2	4.7	81.4%
	緑地	5(1)	63.7	4(1)	21.3	66.6%
	墓園	1	16.0	1	1.0	93.8%
計		186(4)	385.13	22(4)	80.76	79.0%

()内の数値は、県立公園・緑地の箇所数を示しています。

面積には県立公園・緑地を含んでいます。

相模原麻溝公園は、県立公園と市立公園を1つの総合公園として計上しています。

2 未着手・未整備となっている都市計画公園・緑地の原因と課題

本市において未着手・未整備となっている都市計画公園・緑地の原因と課題を把握するために、整備の状況、当該地の周辺の土地利用の状況、都市計画決定や都市公園告示の経過等について、次の6項目の原因と課題を抽出しました。

ア 技術的な課題

- ・ 区域内に急斜面、崖地等による大きな段差や移設等ができない構造物が含まれるなど、地形地物の制約があることや、大きな段差により分断された両区域を結ぶためのアプローチ道路が無いことなどから、事業実施が困難となっています。



図4 技術的な課題のイメージ

イ 類似機能の存在

- ・ 近隣において、特別緑地保全地区等の地域制緑地、都市計画決定されていない都市公園や広場などが存在し、公園・緑地に係る制度等で当該都市計画公園・緑地に求められる機能が一部確保されていることから、整備優先度が低下しています。
- ・ 都市計画公園・緑地に重複して、自然公園等の他の緑地制度が定められていることから、整備優先度が低下しています。



図5 類似機能の存在のイメージ

ウ 関連事業との調整

- ・ 土地区画整理事業の区域内に存する都市計画公園など、関連事業の進捗の遅れが影響し、事業実施が見送られています。



図6 関連事業との調整のイメージ

エ 部分開設

- ・ 用地取得の難航などによって、部分的にしか開設されていないため、当該都市計画公園・緑地に求められる全ての機能が発揮されていないものの、一定の機能が確保されていることで整備優先度が低下しています。



図7 部分開設のイメージ

オ 特別な用地取得

- ・ 近郊緑地特別保全地区との重複指定箇所については、用地取得の際に、市に対する買入申出が前提となるため、公有地化に時間を要します。

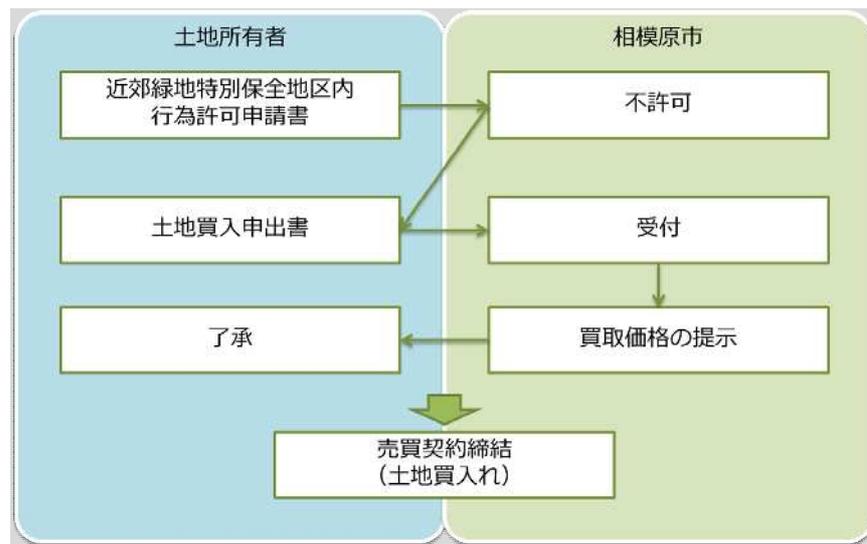


図8 用地取得のフロー

カ 財政事情

- ・ 限られた予算の中で、優先順位の高い公園・緑地から整備を進めているため、優先順位の低い都市計画公園・緑地は未着手となっています。

第 章 見直しの進め方

1 見直しの基本的な考え方

(1) 見直しの対象

都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直しの対象とします。第 章1(4)表4において、平成8年以前に都市計画決定され、現在も未開設となっている公園・緑地が今回の見直しの対象候補となります。また、本見直しに当たり県立の公園・緑地については、県が主体的に見直しを行うことから対象外となります。

(2) 見直しの基本的な考え方

都市計画公園・緑地の見直しに当たっては、上位計画における位置付けを確認するとともに社会経済情勢の変化等を踏まえ、個々の都市計画公園・緑地を検証します。

ア 検証の視点

個々の都市計画公園・緑地の見直しは、長期未着手となっている本市の都市計画公園・緑地における原因と課題を考慮し、求められる機能を踏まえて、必要性、実現性及び代替性の観点から行います。

イ 検証の考え方

必要性があり、目標年次(おおむね20年後)における実現性があると判断できる都市計画公園・緑地の都市計画は、「存続」します。

必要性はあるが目標年次における実現性が乏しく、周辺に都市施設として都市計画決定できる代替先がある場合には、これに付替え、都市計画を「変更」します。

必要性がない場合は、都市計画を「廃止」します。また、必要性はあるが目標年次における実現性が乏しく、周辺に都市施設として都市計画決定できなくても、公園・緑地関連の法令により継続性・担保性を確保できる代替先がある場合には、都市計画を「廃止」します。

必要性はあるが目標年次における実現性が乏しく、周辺に適当な代替先がない場合は、都市計画を「存続」します。ただし、土地の所有者等に長期にわたり過度な建築制限を課すなど、地域の実情によりやむを得ない場合には、都市計画を「廃止」する選択肢を設けます。

2 見直しの手順

見直しの標準的な手順は、次のとおりです。(図9「都市計画公園・緑地の見直しフロー」参照)

[ステップ1] 見直し対象(区域)の選定

- ・ 原則として、見直し時点で、都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直し対象として抽出します。ただし、地域の実情などに応じ、20年未満の都市計画公園・緑地についても見直し対象として抽出する場合があります。
- ・ 県が管理する公園・緑地は見直しの対象外とします。

[ステップ2] 必要性の検証

- ・ 見直し対象が上位計画の方針と整合しているか確認します。
- ・ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後求められる機能を整理して必要性を検証します。この際、大部分が開設されている公園などは、整備済区域だけで、既に、今後求められる機能を満足しているかを検証して、未着手区域の廃止を検討します。
- ・ 求められる機能については、「都市計画運用指針」や「水とみどりの基本計画」に示されている機能に着目して見直しを進めていきます。

表6 公園・緑地の機能と検証項目

公園・緑地の機能	検証項目
環境保全機能	・生物の生息環境 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・振動・騒音等の緩衝機能 等
防災機能	・災害時の避難場所 ・火災時の延焼防止や遅延 等
レクリエーション機能	・運動・遊びの場 ・休養・休息の場 ・環境学習の場 ・地域コミュニティの維持 等
景観形成機能	・自然景観の形成 ・歴史的風土の維持保全 ・地域の守るべき景観の維持 等

表7 必要性の検証についての評価項目（参考）

公園・緑地の機能	評価項目
必要性の検証 (まちづくりとの整合)	水とみどりの基本計画など、上位計画と整合しているか。
	求められる機能を整理して見直しの対象区域の必要性が確認できるか。
	隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画が見直されており、本公園・緑地等の必要性が低下しているか。
	道路の移設など、公園を取り巻く周辺市街地の状況が計画当初の状況と異なっていることにより、整合を図る必要性があるか。
	本公園の誘致圏域は、他の開設済みの都市計画公園の誘致圏域と重複しているか。
	現状で整備された近隣の公園の誘致圏や分布状況から、見直し対象の公園の配置は適切か。
	公園の施設計画は、住民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換はあるか。
	公園や緑地に求められる機能の変化を、公園種別を変更することで解決できるか。

[ステップ3] 実現性の検証（20年後の将来）

- ・ 見直し対象について、用地取得費が膨大なことから20年後の目標年次における整備の見通しが立たない現状があるなど、実現性を検証します。
- ・ 見直し対象の周辺において、公園・緑地に係る制度等で整備された緑地や広場があることで整備優先度が低下し未着手となっている状況を踏まえ、整備優先度の観点から実現性を検証します。

表8 実現性の検証についての評価項目（参考）

公園・緑地の機能	評価項目
実現性の検証 (土地利用との整合)	周辺の土地価格の高騰により、用地取得費が膨大になるか。
	見直し対象の区域を廃止した場合に想定される新たな土地利用形態が、現在の周辺環境を悪化させる可能性はあるか。
	無秩序な市街地の連担防止など、都市の規制や誘導に寄与するか。
	アクセス道路があるか。
	区域内に斜面地があるなど、公園・緑地を整備する上での地形・地物上の問題があるか。
	他施設（道路、緑道等）の長期利用により、整備の優先度が低くなっているか。
	既開設部分において公園に求められる機能が満たされ、整備優先度が低くなっているか。
	特別緑地保全地区など、公園・緑地に関わる制度等の指定により、求められる機能が担保されているか。

[ステップ4] 代替性の検証

ア 代替可能な候補地の有無

- ・ 周辺に同規模(面積)の空地等があるかを確認し、空地等があれば代替可能かを検討します。
- ・ 代替可能な同規模の空地等が存在しない場合には、都市公園法(昭和31年法律第79号)、都市緑地法(昭和48年法律第72号)等の公園・緑地に係る制度等により、現に整備・保全された公園や緑地等の施設があるか確認し、機能の代替が可能かを検討します。

イ 継続性・担保性の検証

都市施設としての都市計画決定

アにおいて代替可能とした候補地について、都市施設として都市計画決定することが可能かを検証します。

公園・緑地関連の法令による継続性・担保性の確保

都市施設として都市計画決定できない場合は、都市公園法等の公園・緑地関連の法令により継続性・担保性が確保されているかを検証します(都市公園、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区等)。

表9 代替性の検証についての評価項目(参考)

公園・緑地の機能	評価項目	
代替性の検証	ア	現在の公園・緑地区域の周辺や隣接する箇所に同規模の空地等があるなど、エリアを変更できる区域があるか。
		類似した機能をもつ代替可能な施設等が周辺に存在しているか。
	イ	代替可能な候補地が都市施設として都市計画決定できるか。
	イ	公園・緑地関連の法令により継続性、担保性が確保されているか。

[ステップ5] 存続の検証

必要性が高いと判断されたが、実現性が低く、代替できる空地等も存在しない場合には、存続することを基本とします。

ただし、用途地域の制限に比べ、都市計画法第53条による制限が相当厳しく、今後も長期にわたり、この制限が継続される場合など、地域の実情を勘案し、やむを得ない場合には、上位計画の位置付けを確認した上で、改めて代替先を都市計画決定することを前提に廃止することも可能とします。なお、上位計画におおむねの位置等の記載がない場合には、上位計画を修正してから廃止することとします。

表10 存続の検証についての評価項目(参考)

公園・緑地の機能	評価項目
存続の検証	未着手区域内の建築物は、圏域内の他の建築物に比べ、著しく制限がかかっている状況か。
	著しい制限がかかっている場合、水とみどりの基本計画等の上位計画におおむねの位置等の記載があるか。

[検証結果]

存続

存続とした都市計画公園・緑地のうち、実現性の高い公園・緑地については、事業の着手時期を明確にして、事業化に向けた調整を行います。

事業化に時間を要する都市計画公園・緑地については、社会経済情勢の変化等や事業化の動向に応じ、適時適切に課題解決に係る検討を進めるとともに、長期にわたり建築制限がかかることを考慮し、関係者への説明責任を積極的に果たすよう努めます。

変更（付替）

代替性の検証結果に基づき、代替先を都市計画公園・緑地に付け替える都市計画変更を行います。

廃止（一部廃止含む。）

必要性の検証において必要性が確認できない場合や、代替性の検証において代替先が公園・緑地関連の法令により継続性・担保性が確保されている場合には、都市計画を廃止します。

また、代替先が無いものの地域固有の特段の事情により、やむを得ず一旦廃止する場合には、相続などにより将来適地が生じた段階で、改めて代替先を都市計画決定することとし、都市計画公園・緑地を廃止します。

都市計画公園・緑地の見直し

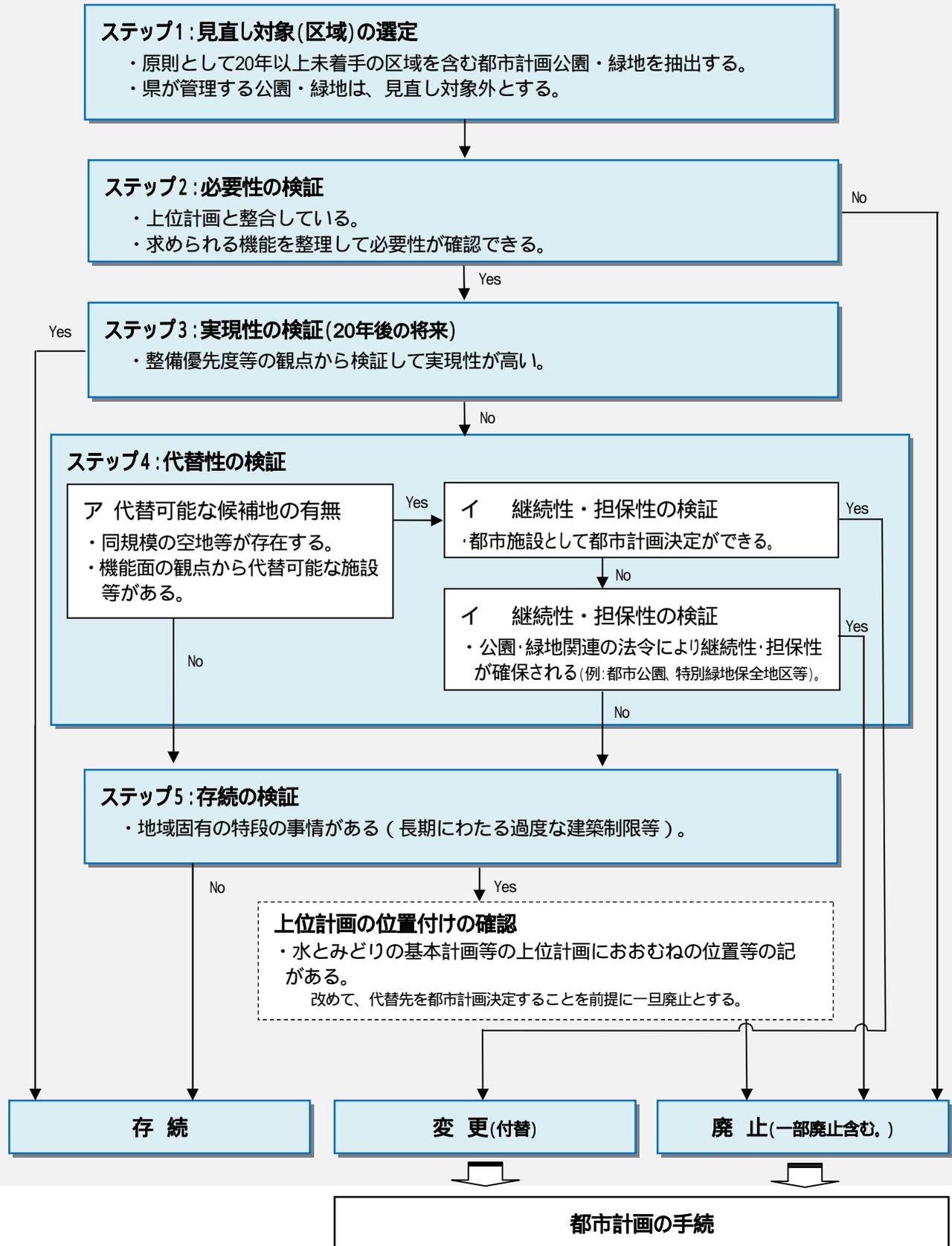


図9 都市計画公園・緑地の見直しフロー

第 章 見直しの検証結果

第 章の見直しの進め方に基づき、本市において都市計画決定している全公園・緑地計 186 箇所について、見直しの検証を行いました。

[ステップ1]見直し対象(区域)の選定

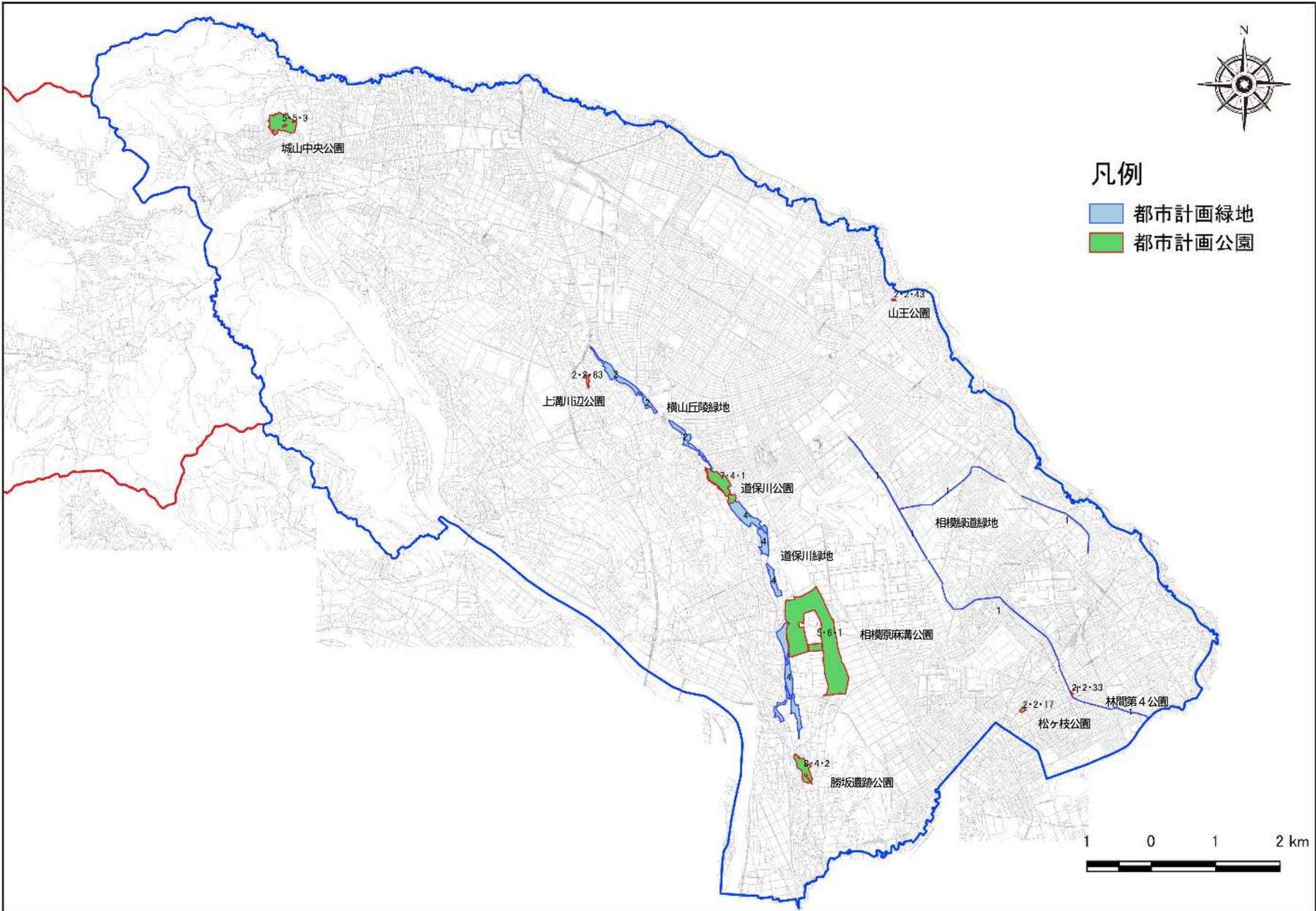
未開設となっている都市計画公園・緑地のうち、今回見直しの対象となる公園・緑地については、表 11 のとおりです。

表 11 見直しの対象の都市計画公園・緑地

No.	公園種別	都市計画公園・緑地名		告示年月日	都市計画 決定面積 (ha)	供用済面積 (ha)	長期未着手 面積 (ha)
	総合公園	5・6・1	相模原麻溝公園	S26.12.28 /H26.5.30	45.3	24.7	19.2
	総合公園	5・5・3	城山中央公園	H6.1.18 /H29.3.31	10.1	0	10.1
	特殊公園	7・4・1	道保川公園	S60.3.5	8.8	7.7	1.1
	特殊公園	8・4・2	勝坂遺跡公園	H2.4.27	5.6	2.0	3.6
	街区公園	2・2・17	松が枝公園	S46.4.1	0.44	0.41	0.03
	街区公園	2・2・33	林間第4公園	S46.11.15	0.14	0.11	0.03
	街区公園	2・2・43	山王公園	S49.9.5	0.12	0.11	0.01
	街区公園	2・2・83	上溝川辺公園	H7.6.20	0.69	0.46	0.23
	緑地	1	相模緑道緑地	S48.5.1 /H26.5.30	7.0	6.5	0.5
	緑地	2	横山丘陵緑地	S60.3.5	13.7	9.4	4.3
	緑地	4	道保川緑地	H5.1.29 /H26.5.30	33.0	17.4	15.6

相模原麻溝公園は、市立公園面積のみを表しています。また、事業中となっている1.4haについては、見直し対象区域外となります。

相模原都市計画区域 都市計画公園・緑地 位置図



[ステップ1]において見直しの対象として選定した都市計画公園・緑地について、[ステップ2]必要性の検証、[ステップ3]実現性の検証、[ステップ4]代替性の検証及び[ステップ5]存続の検証を行った結果は、次のとおりです。

都市計画公園・緑地名	ステップ2 必要性		ステップ3 実現性		ステップ4 代替性						ステップ5 存続の検証		評価の内容	検証結果	
	高い	低い	高い	低い	ア 候補地		イ 都市計画決定		イ 継続性・担保性の確保		特段の事情				
					有	無	可	不可	可	不可	有	無			
5・6・1 相模原麻溝公園														最終処分場の跡地利用という面で、現段階での整備優先度が低いものの、処分場事業完了後においては、跡地利用として公園機能の確保から実現性は高いため、存続とする。	存続
5・5・3 城山中央公園														現状整備優先度が低いものの、土地開発公社保有地の買戻しにより、更に実現性が高くなることから存続とするが、求められる公園機能の変化への対応を図るため、公園種別変更等の検討を行う。	存続
7・4・1 道保川公園														特殊公園(風致)としての機能発揮、隣接保全緑地との一体性確保の点より必要性は高く、土地開発公社保有地の買戻しにより、実現性も高くなることから存続とする。	存続
8・4・2 勝坂遺跡公園														未着手区域においても史跡指定の可能性が高まり、指定に向けた動向があることから、実現性が高いため存続とする。	存続
2・2・17 松が枝公園														供用済区域において既に公園機能は確保されている。市有地であるが、「墓地」という特性上、永年利用が考えられることから、公園としての必要性は無く、区域の一部を廃止する。	一部廃止
2・2・33 林間第4公園														都市計画決定区域の一部が緑道と重複しており、緑道の連担性及び都市計画決定区域の重複を解消するため区域の一部を廃止とする。	一部廃止
2・2・43 山王公園														当初より一体的な公園整備を計画していたが、対象区域の用地取得が難航し、現在は供用済区域を分断するように建築物がある。用地の取得という点では実現性は低いですが、求められる公園機能は、供用済区域との連担性により確保されるため必要性は高く、存続とする。	存続
2・2・83 上溝川辺公園														供用済区域において一定の公園機能が確保されているが、公園広場部分に隣接する樹林地であるため、修景的一体性確保の点から必要性は高く、代替地もないことから存続とする。	存続
1 相模緑道緑地														都市計画決定時の区域に、道路の新設、改良により緑道底地のまま道路として組み込まれた状況が各所に存在することから、区域の不整合を整理することとする。	一部廃止
2 横山丘陵緑地														整備済区域だけでは、未着手区域に求められる機能を満足しないため必要性は高く、都市部に残された貴重な緑地であることから代替は不可能であるため、存続とする。	存続
4 道保川緑地														整備済区域だけでは、未着手区域に求められる機能を満足しないため必要性は高く、都市部に残された貴重な緑地であることから代替は不可能であるため、存続とする。	存続

[見直しの検討案]

検証結果において、「一部廃止」となった公園について見直しの検討案を以下に示します。また、検証結果は「存続」となりましたが、評価の過程で課題が抽出された城山中央公園についても見直しの検討案を示します。

(1)2・2・17 松が枝公園 検証結果 「一部廃止」

公園種別	都市計画公園・緑地名		都市計画図
街区公園	2・2・17	松が枝公園	
都市計画決定年月日			
年月日	面積		
当初	S45.1.31	0.44 ha	
最終	S46.4.1	0.44 ha	
供用済面積		0.41 ha	
事業中面積		-	
未着手面積		0.03 ha	
見直しの検討案			
<p>区域の一部廃止 変更後の面積0.41ha</p> <p>土地区画整理事業以前から墓地であった区域が、土地区画整理事業において公園用地として都市計画決定されましたが、最終の換地処分時点において墓地区域を除き公園整備が行われました。</p> <p>現在開設している区域において求められる機能を有していることから、墓地となっている区域(0.03ha)を廃止します。</p>			
見直し対象区域の現況			

(2)2・2・33 林間第4公園 検証結果 「一部廃止」

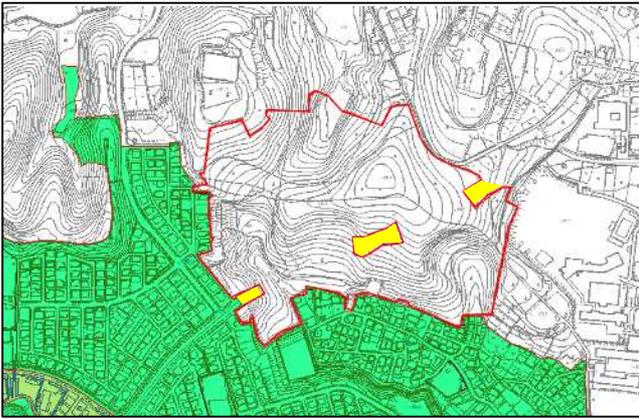
公園種別	都市計画公園・緑地名		都市計画図
街区公園	2・2・33	林間第4公園	
都市計画決定年月日			
年月日	面積		
当初	S46.4.1	0.14 ha	
最終	S46.4.1	0.14 ha	
供用済面積	0.11 ha		
事業中面積	-		
未着手面積	0.03 ha		
見直しの検討案			
区域の一部廃止 変更後の面積0.11ha 都市計画決定区域の一部が相模緑道緑地と重複しており、緑道の連担性及び都市計画決定区域との重複を解消するため、未着手区域(0.03ha)を廃止します。			
見直し対象区域の現況			

(3)1 相模緑道緑地 検証結果 「一部廃止」

公園種別	都市計画公園・緑地名		都市計画図
緑地	1	相模緑道緑地	
都市計画決定年月日			
年月日	面積		
当初	S45.5.1	5.9 ha	
最終	H26.5.30	7.0 ha	
供用済面積	6.5 ha		
事業中面積	-		
未着手面積	-		
見直しの検討案			
区域の一部廃止			
<p>当初都市計画決定した区域において、道路の新設や改良等により、一部の区域について道路として整備が完了しているなど、区域の不整合が生じている箇所が複数存在します。現在開設している区域において求められる機能を有していることから、緑道と道路との重複など、区域の精査を行った上で一部の区域を廃止します。</p>			
見直し対象区域の現況			
<p>緑道と道路の重複箇所の一例を示しています。</p>			

都市計画決定面積と図上の計測に誤差が想定されるため、未着手面積は、都市計画決定面積から供用済面積を差し引いた値になりません。

(4)5・5・3 城山中央公園 検証結果 「存続 (公園種別及び区域の検討)」

公園種別		都市計画公園・緑地名		都市計画図	
総合公園		5・5・3	城山中央公園	 <p>・黄色箇所は、道路構想区域</p>	
都市計画決定年月日					
年月日		面積			
当初	H6.1.18	10.1 ha			
最終	H6.1.18	10.1 ha			
供用済面積		-			
事業中面積		-			
未着手面積		10.1 ha			
見直しの検討案					
公園種別の変更、区域の変更					
<p>見直しの検証の結果、「存続」になりましたが、当初都市計画決定時のまちづくり構想と現況の土地利用が異なっており、必要性の検証において、公園種別の変更により、求められる機能を維持できることが分かりました。</p> <p>図の黄色箇所については、かつて道路の計画を見込み、設定された区域であり、道路構想が無くなった現在では、区域の見直しについても検証する必要があります。</p> <p>そのため、地域の実情に合わせた公園種別や区域の変更について、具体的な検討を行います。</p> <p>また、平成29年3月に策定された「相模原市パークマネジメントプラン」にある既存ストックの質の向上という観点からも、現況の土地利用を生かした公園種別や区域の変更について具体的な検討を行います。</p>					
当初公園計画書（城山町中央公園基本計画書 平成2年4月より）					
 <p>城山町中央公園鳥瞰図</p>					

第 章 今後の進め方

1 今後のスケジュールと進め方について

本方針策定後には、見直しの検討案を示した公園について個別に具体的な検討を行います。

なお、目標年次はおおむね5年を目途としますが、公園等の種別や規模、地域の実情に応じて地権者や関係機関等との合意形成が得られた案件について、順次、計画的に都市計画の変更手続を行っていきます。

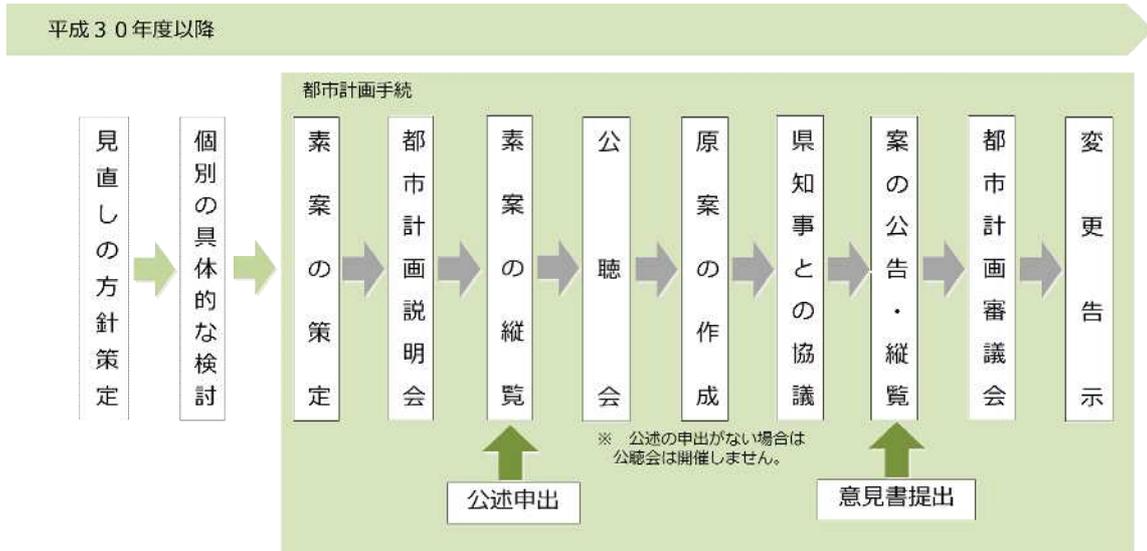


図10 都市計画手続の流れ

2 今後の都市計画公園・緑地見直しについて

今後の都市計画公園・緑地見直しについては、「水とみどりの基本計画」、「整開保」及び「都市計画マスタープラン」等の上位計画の改定に合わせて、人口減少、少子高齢化や住民のライフスタイルなど社会経済情勢の変化や、まちづくりの進展などを勘案し、公園・緑地の機能について、おおむね10年を目途に見直しの必要性を検討していきます。

また、今回の見直しにおいて対象外となった都市計画公園・緑地のうち、数年で都市計画決定から20年が経過し、長期未着手の都市計画公園・緑地となるものや、今回の見直しの結果「存続」とした都市計画公園・緑地についても、整備が進まない場合には、再度見直しをすることが必要となります。

さらに、平成26年8月1日に改正都市再生特別措置法(平成26年法律第39号)が施行され、本市は、集約型都市構造化を図るため、都市機能や居住を集約する地域を定める立地適正化計画の策定を検討しており、これに合わせて都市計画公園・緑地を見直す可能性もあります。こうした新たな動きについては、必要な時期を逃さず、上位計画等を見直しを行い、個々の都市計画公園・緑地の追加、変更及び廃止を行っていきます。

公園・緑地の整備については、人口減少や高齢化社会の一層の進展が見込まれる中では、社会資本整備の財政的な制約が更に厳しくなり、公共投資の重点化による効率的な整備が求められます。今後は、優先度の高いところから、効率的かつ効果的な整備を進められるよう検討をしていきます。

参 考 资 料

用語	説明
都市計画	<p>私たちが暮らしている街をより暮らしやすいものにしていくために、目標とする都市の姿を設定し、これを実現させるための計画です。具体的には道路、公園、下水道等といった施設の整備や、建てられる建築物の用途などの制限を行います。</p>
都市施設・都市計画施設	<p>「都市施設」は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、都市計画法第11条第1項に掲げる施設であり、道路などの交通施設や公園などの公共空地などがあります。</p> <p>また、都市施設のうち、都市計画に定めた施設を「都市計画施設」といい、都市計画施設の区域内では将来の事業が円滑に実施できるよう、一定の建築制限が課されます。</p>
都市公園	<p>都市公園法に規定される公園で、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園や都市計画区域内に設置する公園、国が設置する公園など、住民の利用に供する身近なものから広域的利用に供するものまで、様々な規模や種類の公園があります。その機能、目的、利用対象等により住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)、都市基幹公園(総合公園、運動公園)、大規模公園(広域公園)、特殊公園等に区分されます。なお、整備に際して必ずしも都市計画決定は、必要ありません。</p>
地域制緑地	<p>都市施設としての緑地ではなく、法律や条例などに基づき指定することにより、民有地であっても、区域内の土地利用や開発を規制し、風致の保護や環境の保全を図る緑地をいいます。特別緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の都市計画で定める地域制緑地や自然公園などがあります。</p>
特別緑地保全地区 ・ 近郊緑地特別保全地区	<p>「特別緑地保全地区」は、都市計画区域内において、良好な自然環境を形成している緑地で、無秩序な市街地化の防止や、公害や災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、動植物の生息、生育地となるもの等の保全を図ることを目的として、都市緑地法に基づき、都市計画に定めたものです。地区内では、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は大幅に制限されるため、緑地の現状凍結的な保全が図られます。</p> <p>「近郊緑地特別保全地区」は、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律101号)に基づいて指定された近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区で、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされる区域を定めるものです。</p>

用語	説明
歴史的風土 特別保存地区	<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)に基づいて指定された歴史的風土保存区域内において、当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成する地域を都市計画に定めたものです。</p> <p>地区内では、歴史的風土の維持保全に影響を及ぼすおそれのある行為は大幅に制限されるため、歴史的風土の現状凍結的な保全が図られます。</p>
自然公園	<p>自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定するものです。</p> <p>土地の所有に関わらず一定の素質条件を有する地域を公園として指定する地域制の公園で、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種があります。</p>
都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	<p>都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標、区域区分の決定の有無、主要な都市計画(土地利用、道路や公園等の都市施設の整備、自然的環境の整備又は保全等)の方針を示しています。</p>
土地区画整理 事業	<p>土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の増進を図る面的整備事業です。</p>
相模原市 都市計画 マスタープラン	<p>都市計画法第18条の2に基づき、「新・相模原市総合計画」の基本構想に定められた「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」の都市像の実現と新市の一体化に向けて、本市の都市づくりの総合的・体系的な方針を定めるものです。</p>
相模原市水と みどりの基本計画 改訂版 = 生物多様性 さがみはら戦略 =	<p>都市緑地法第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)であり、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条に規定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)に基づき、「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ」という基本理念を実現するための計画です。</p>



平成30年5月発行

編集・発行 相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課
環境経済局 環境共生部 水みどり環境課
公園課
津久井地域環境課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111(代表)